## 化管法対象物質見直し合同会合報告パブリックコメント担当 宛

# 「化管法対象物質見直し合同会合報告(案)に対する意見」

[氏 名] 化成品工業協会 技術部 (担当者:浜中達郎)

[住 所] 東京都港区赤坂2-17-44 福吉坂ビル4階

[電話番号] 03-3585-3374

[FAX番号] 03-3589-4236

[電子メールアドレス] hamanaka@kaseikyo.jp

### [意見-1]

## ①該当箇所

## 「報告案」18頁 おわりに

『今回の見直しでは、PRTR 制度施行から15年超が経過し、排出量データの蓄積が進んできており、届出排出・移動量、届出外排出量があるものについてはこれを活用して排出量をばく露の指標として物質選定を行うこととなった。また、生態毒性の観点から特定第一種指定化学物質を選定した。』

## ②意見内容

今回の見直し事項をより正確に反映させた記述として、下記のような加筆を提案する。

『今回の見直しでは、PRTR 制度施行から15 年超が経過し、排出量データの蓄積が進んできており、届出排出・移動量、届出外排出量があるものについてはこれを、<u>またないものについては化審法の排出係数等を</u>活用して排出量をばく露の指標として物質選定を行うこととなった。また、<u>難分解性・</u>高蓄積性・生態毒性を有する物質の指定の観点から特定第一種指定化学物質を選定した。』

## ③理由(根拠)

〇「報告案」11 頁、及び 14 頁 2-6

### [意見-2]

#### ①該当箇所

### 「報告案」17頁 3-2 その他

『今回の見直しにおいて化管法対象から除外される現行対象物質のうち、環境での存在(製造・輸入量又は一般環境中での検出)にかかる判断基準を満たさなくなったものについても、有害性の観点からは引き続き注意を要する物質である。このような物質については、事業者においては、今後とも化学物質管理指針を踏まえ、自主的な取組を継続することが望まれる。』

#### 「報告案」18頁 おわりに

『一方、近年各種のリスク評価の進展等により、有害性情報は充実してきており、その試験方法や生物種も多岐にわたってきている。化管法の対象物質においては、これらの情報を十分に活用し、化管法としてより管理を行うべき対象物質を選定する手法を次回の見直しにむけて計画的に検討するべきである。

また今回の見直しにより化管法の対象物質から除外された物質については、各種の方法により監視を行い、除外されたことによりリスクが増大しないよう注視する必要がある。』

### ②意見内容

化学物質の管理は、WSSD2020 年目標にもある通り、リスクベースで行われる必要があり、有害性とばく露の双方で今後も検討が進められるべきである。ついては、**おわりに**に於ける次回の見直しにむけて計画的に検討するべき事項としては、化管法として適切な排出係数やライフサイクル全体での

環境排出等に関する科学的知見の集積等、有害性情報のみならず、ばく露の観点についても言及頂きたい。

化管法は事業者による自主的な改善活動に負うところが大きく、また事業者により様々な形の関与が存在する。今回、化管法から除外された物質が生じたのは、ばく露に関わるより科学的な捉え方や事業者の削減努力の成果とみることができる。従って見直しにより化管法の対象物質から除外された物質について、監視や注視を国が行うことに吝かではないが、関係する全事業者の法的な取組としてはあくまでリスクの高い物質に対して行われるべきと考えるので、おわりにに於ける監視・注視の主語として『国は』を追記頂きたい。

### ③理由(根拠)

- 〇持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画のパラグラフ23
- 〇パラケルススの格言。「全てのものは毒であり、毒でないものなど存在しない。その服用量こそが 毒であるか、そうでないかを決めるのだ」

## [意見一3]

### ①該当箇所

「第1種指定化学物質候補案」、「第2種指定化学物質候補案」、(参考資料)

### ②意見内容

参考資料に拠ると、新たに PRTR を行う必要がある物質は 207 物質、また化管法に基づく SDS の提供が新たに必要となる物質は 72 物質に及ぶ。③理由で記載の会合で既に述べた様に、これらの準備は担当者の少ない中小事業者等にとっては大きな事務負荷がかかる事となる。また、 SDS の改訂では、サプライチェーンを通じた改訂が必要となること、及び GHS、SDS に関わる JIS 改訂が既に行われているが、その猶予期間内(2019 年 5 月 25 日~2022 年 5 月 24 日)の改訂が望ましいこと等を考慮し、繰り返しとなるが関係事業者が十分な準備期間が確保出来る様、今後お進め頂きたい。

### ③理由(根拠)

- 産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ(第13回)、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会(第5回)
- (第2回化管法見直し合同会合) 議事次第・配布資料 参考資料2:委員御意見 7頁 <a href="http://www.env.go.jp/council/05hoken/y0515-05b/ref02.pdf">http://www.env.go.jp/council/05hoken/y0515-05b/ref02.pdf</a>
- O 産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、 中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会合同会合取りまとめ 11頁 https://www.meti.go.jp/policy/chemical\_management/law/information/pdf/2019torimatome.pdf

## [意見-4]

## ①該当箇所

「第1種指定化学物質候補案」

### ②意見内容

表中にばく露情報としてモニタリングの検出状況はあるが、検出状況以外の情報、例えば今回、一部製造輸入量から排出量に変更されたとのことであるが、選定された物質について、根拠となる情報 (排出量、製造輸入量と排出係数等)が記載されていない。選定された物質に該当する根拠は明示頂

くべきではないか。

また、過去の資料から類推できるが、モニタリング欄の記号(YY等)の注(説明)が記されていない。

## ③理由(根拠)

〇 該当箇所に記載がない。

## [意見-5]

## ①該当箇所

「報告案」別添4 34,36 頁より

箇所-1 生態毒性の観点の特定第一種指定化学物質の指定要件 及び別表4-2

箇所-2 指定要件によって抽出される物質 及び別表4-3

# ②意見内容

諸外国の制度と比較検討するのはよいが、化審法第一種特定化学物質と POPsの指定要件に既に不整合等が存在している中、特に関係する化審法との整合性を十分考慮して進めて頂きたい。

また箇所-2 に例示されている物質は、化審法第一種特定化学物質等として既に規制されており、 具体的に製造・輸入がなされているとは思われない。環境モニタリング等を通じた監視の継続は必要 であろうが、化管法で事業者が管理すべき物質を選定すべきである。

## ③理由(根拠)

O NITE-CHRIP等

以上